「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正に関する意見の募集結果について

意見概要	国土交通省の考え
冬用タイヤの安全性の確認に関するご意見（６件） ①「整備管理者によって冬用タイヤの安全性が確認されていること」について、整備管理者による冬用タイヤの安全性の確認時期はいつ頃を想定しているのか？（例：定期点検や日常点検時） ②整備管理者によって確認した記録の保管は必要か？ ③運行管理者によって確認した記録の保管は必要か？ ④「①が行われていることを運行管理者が確認すること」について、運行管理者が確認を行うタイミングはいつ頃を想定しているのか？」	今回改正する「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」に記載させていただきます。
異常気象時等の措置に関するご意見（３件） 気象予報士でない運行管理者は雪の可能性を判断出来ない。	運行管理者は、運行経路上の天候や道路規制等を踏まえて運行計画を策定することとされており、今回の改正を受けて、気象の措置が追加されるものではありません。
チェーンの携行に関するご意見（２件） 雪道走行には冬用タイヤが必須であるかのような記載となっているが、夏用タイヤにタイヤチェーン等の滑り止めの装着でも良いのではないでしょうか。	今回の改正趣旨は、雪道で冬用タイヤを使用する場合における確認事項の明確化であり、滑り止めの措置として、タイヤチェーンの装着を排除するものではございません。

公布と施行までに期間に関するご意見（１件） 本取扱いの適用時期は、周知期間を十分に設けたうえで施行されたい。	人命や輸送の安全確保のための体制を早期に確立する必要性があることから、公布と同時に施行することとしました。運送事業者の方への周知徹底が図られるよう努めて参ります。
道路管理者等との連携に関するご意見（３件） 雪道運行車両に関し、積雪のある高速道路等の入り口等にて各車両が装着しているタイヤの冬用タイヤとしての有効性等を含め、道路管理者等による通行可否判断を確実に実施する体制整備を図ることが必要である。	ご意見として承ります。
肯定的なご意見（２件）	施行後の適切な運用に努めてまいります。

ほか、本改正とは関係のない意見が８件ありました